

## ダウン症療育スマートフォン相談 運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人子供の城協会（以下「この法人」という。）が始めるダウン症療育スマートフォン相談（以下「スマホ療育」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (会費)

第2条 会費は、次に掲げるところによる。

新規会員	1口	3千円（当該年度 年会費を含む）
年会費		2千円

- 2 事業年度の中で入会した会員の会費は、月割として入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

### (会費の支払)

第3条 会費の支払いは、次に掲げる銀行振込による。

（株）ゆうちょ銀行  
大阪貯金事務センター  
口座番号：00920-0-196110  
口座名義：ザイ）コドモノシロキョウカイ  
振込手数料は入会者が負担とする。

### (療育相談費)

第4条 療育相談費は、1回、2千円とする。

療育相談受講者は、相談会終了後、すみやかに第3条に掲げる振込をする。

### (変更)

第5条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

#### 附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。